

奈 総 法 第 2 1 3 号

令和 2 年 1 2 月 2 1 日

奈良市監査委員 東 口 喜代一 様
同 中 本 勝 様
同 山 本 憲 宥 様
同 伊 藤 剛 様

奈良市長 仲 川 元 庸

包括外部監査の結果に対する措置状況について（通知）

奈良市包括外部監査人より提出があった「包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき、当該監査の結果に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

平成15年度包括外部監査「土地の取得および売却の処理手続ならびに保有土地の管理状況について」の結果に対する措置状況について

第4. 奈良市土地開発公社について

3. 監査の結果および意見

(10) 長期保有土地について

⑨ならまち駐車場建設事業

(イ) 事業計画の見直し

(文化振興課、資産経営課)

【監査結果】

事業計画策定から8年以上が経過しているが、ならまち駐車場としてどの程度のニーズがあるのか疑問である。ならまち駐車場としての利便性についての市場調査なども実施したうえで事業を進めるべきである。

【措置の内容】

当該地については奈良市資産経営推進会議で、市の方針として売却及び貸付検討財産としました。そのため民間活力導入の市場調査を進めています。